

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立原小学校  
校長 蒲谷 猛

## 6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

### 1 段階的な学校再開について

#### (1) 日程

- 第一期 6月1日（月）～12日（金） 分散登校による少人数での半日程度の短時間授業  
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行います。
- 第二期 6月15日（月）～30日（火） 学級での半日程度の短時間授業  
※ この期間、給食は実施しません。また特設クラブ等も実施しません。

#### (2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- こまめな換気の徹底
- 多くの方が手の届く距離に集まらないための配慮
- 近距離での会話や大声での発声への配慮
- 飛沫飛散防止のためのマスク着用
- 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

### 2 第一期の分散登校について

- 再開にあたっては、感染予防のため、学級を2つのグループに分けて教育活動を行います。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。

【学級をAとBの2つに分け、①と②に分けて登校します。】

(1) 6月1日（月）から6月5日（金）まで A：① 8:30～10:00 B：② 11:00～12:30

曜日	出席番号				
	月	火	水	木	金
① 8:30～10:00	A 1～17 (②は家庭学習) ※2・5年は1～16				
② 11:00～12:30	B 18～38 (①は家庭学習) ※2・5年は17～38				

① 8:00～8:10の間に登校、10:10下校予定

② 10:30～10:40の間に登校、12:40下校予定

次頁あり

(2) 6月8日(月)から6月12日(金)まで A:② 11:00~12:30 B:① 8:30~10:00

曜日	月	火	水	木	金
	出席番号				
① 8:30~10:00	B 18~38 (②は家庭学習) ※2・5年は17~38				
② 11:00~12:30	A 1~17 (①は家庭学習) ※2・5年は1~16				

① 8:00~ 8:10 の間に登校、10:10 下校予定

② 10:30~10:40 の間に登校、12:40 下校予定

※ 登校時の児童の安全確保のため、登校班での登校とします。きょうだい関係で①、②が異なる場合は、調整の結果を担任より連絡します。

### 3 持ち物等について

- 健康観察票（6月1日分の健康観察の記録は、今まで使用していた健康観察票の欄外に記入してください。6月分は、新しいものを配付します。）
  - マスク・ハンカチ
  - 筆記用具、連絡帳、上ばき
  - 臨時休業中に学校から配布した課題のうち、家庭で取組が終わったもの
- ※ ランドセルで登校します。

### 4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、理科室を第二保健室とし、発熱児童はそちらに留め置きます。その場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

### 5 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は1~4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合で、他に預け先がない場合に限り、「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。

本校では、担当する職員や空き教室の確保が極めて難しいため、第一期の児童登校中の緊急受入れは、どうしても場合のみ、各教室で行います。その場合、受入れ児童は、それぞれの教室で、自習課題に取り組みます。

(例) 分散登校Aで緊急受入れの児童は、分散登校Bの授業時間帯はBの児童が教室で授業中、自習をして過ごします。

第二期は「緊急受入れ」は実施しませんが、放課後キッズクラブ（利用区分2）や放課後児童クラブ等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合にご相談ください。

- 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。